

四日市港管理組合建設工事等指名競争入札参加者指名要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四日市港管理組合が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第1項に基づく入札参加者の指名について、適正な施工の確保と公正な発注を図るため、同令その他法令等に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の決定)

第2条 業者の指名は、別に定める競争入札審査会において決定するものとする。

(指名基準)

第3条 競争入札審査会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。

- (1) 契約しようとする建設工事等の技術的適正及び工事経歴
 - (2) 契約しようとする建設工事等の実施場所及び地理的条件
 - (3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数
 - (4) 建設工事等の施工に際しての業者の不正、不誠実な行為の有無
 - (5) その他安全管理、労働福祉の状況等競争入札審査会が必要と認める事項
- 2 別に定める四日市港管理組合建設工事発注標準策定要領第2条に規定する建設業者及び四日市港管理組合測量業務入札参加資格者格付要領第2条に規定する測量業者については、四日市港管理組合建設工事発注標準及び四日市港管理組合測量業務発注標準に規定する区分又は格付に属する業者の中から、前項に掲げる事項を考慮して指名の決定を行うものとする。
- 3 調査及び設計の業務の業者選定については、第1項に掲げる事項及び資格者（建築士、技術士、シビル・コンサルティング・マネージャー（RCCM）等）の設置状況を考慮して指名の決定を行うものとする。
- 4 以下の基準のいずれかに該当する関係にある者は同一入札への指名を行わないものとする。
- (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者以上の関係

イ 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。ロにおいて同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。ロにおいて同じ。）の関係にある場合

ロ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者以上の関係

イ 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、1）から5）に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。（ただし、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項

に規定する更生会社である場合は除く。)

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

ロ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合。

ハ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる関係

イ 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他、上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係等にあると認められる場合。

（指名業者数）

第4条 指名競争入札において指名する業者数は、次のとおりとする。ただし、競争入札審査会において必要があると認めたときは、必要に応じて増減することができる。

(1) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事のうち、公共施設の復旧工事など、早期完成により住民、港湾利用者の生活の安全・安心の確保に資する工事

6 業者

(2) 測量、調査及び設計の業務委託

イ 一般的な業務委託

6 から 12 業者

ロ 特別な技術等を要する業務委託

3 業者

附 則 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年7月30日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年1月21日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。